

国際的枠組みの概要

生物多様性条約(CBD)

正式名称：生物の多様性に関する条約

採 択：1992 年5 月、（条約発効・国内発効は1993 年12 月）

締約国数：189カ国

内 容：

- ・ ラムサール条約、ワシントン条約などの特定の地域・種の保全の取組だけでは生物多様性の保全は図ることができないとの認識から、新たな包括的枠組みとして提案。
- ・ 生物の多様性を生態系、生物種、種内（個体群、遺伝子）の3つのレベルで保全することとし、国家戦略の策定、重要な地域・種の選定及びモニタリング、生息地内での保全、生息地外での保全、環境影響評価、遺伝資源の利用による利益の分配、多様性保全のための技術移転、資金の供与のメカニズム、バイオテクノロジーの安全性等について規定。

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書

採 択：2000年1月、2003 年9 月発効（国内発効は2004 年2 月）

締約国数：114カ国

内 容：

- ・ 生物多様性条約第19条3に基づき、生きている改変された生物（Living Modified Organisms;以下 LMOと略）の国境を越える移動に先立ち、輸入国がLMOによる生物多様性の保全及び持続可能な利用への影響を評価し、輸入の可否を決定するための手続きなど、国際的な枠組みを規定。

ワシントン条約 (CITES)

正式名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約

採 択：1973 年3 月、1975 年7 月発効（国内発効は1980 年11 月）

締約国数：169カ国

内 容：

- ・ 野生動植物の国際取引の規制を輸入国と輸出国が協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護を図ることが目的。
- ・ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、国際希少野生動植物種（ワシントン条約附属書Ⅰの動植物、米、豪、露との渡り鳥等保護条約・協定通報種）等を対象として国内における譲渡等を規制。

ラムサール条約

正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

採 択：1971 年2 月、1975 年12 月発効（国内発効は1980 年10 月）

締約国数：153カ国

内 容：

- ・ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進すること、湿地の適正な利用を進めることが目的。
- ・ 我が国では現在、33カ所の湿地が登録。また、従来は水鳥の生息地を主な対象としてきたが、2005年の登録に際してはわが国を代表する多様なタイプの湿地を登録するとの方針のもと、マングローブ林、サンゴ礁、地下水系、さらには水田を含む沼地、アカウミガメの産卵地などの湿地を条約湿地に登録。このような我が国の取組に対する条約事務局及び他の締約国からの評価は高い。

二国間渡り鳥保護条約、協定等

名称・採択：

- ① 日米渡り鳥等保護条約 採択：1972 年3 月 発効：1974 年9 月
- ② 日豪渡り鳥等保護協定 採択：1974 年2 月 発効：1981 年4 月
- ③ 日中渡り鳥等保護協定 採択：1981 年3 月 発効：1981 年6 月
- ④ 日ロ渡り鳥等保護条約 採択：1973 年10 月 発効：1988 年12 月

内容：

- ・ 渡り鳥の捕獲等の規制、絶滅のおそれのある鳥類の保護（日中をのぞく）及びそれらの鳥類の生息環境の保護等を目的。定期会合、共同調査等を実施。
- ・ 韓国との間でも、日韓環境保護協力協定に基づき、1996 年から渡り鳥保護協力プロジェクトを開始し、定期会合、共同調査等を実施。

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ

内容：

- ・ 本パートナーシップの前身である「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」（1996-2006）は、1996 年に日豪政府及び国際湿地保全連合の主導により策定され、シギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の3 種群の渡り鳥の生息地の国際的なネットワークが構築され、参加湿地の情報交換や研修等活発な活動を展開。
- ・ 同戦略の終了に当たり、当該地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全にかかる国際協力のさらなる強化を図るため、日豪政府の主導により新たな枠組みを構築。
- ・ 本パートナーシップは、東アジア・オーストラリア地域において、渡り鳥の保全に関わる様々な主体の国際的な連携・協力のための枠組みを提供することにより、鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに、その普及啓発及び保全活動を促進。

世界遺産条約

正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

採 択：1972 年11 月16 日（国内発効は1992 年9 月）

締約国数：183カ国

内 容：

- ・ 世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産の一覧表を作成し、締約国の拠出金から成る世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助することが目的。
- ・ 我が国では自然遺産として「白神山地」「屋久島」「知床」、文化遺産として「法隆寺」「姫路城」などが登録。

国際サンゴ礁イニシアティブ

内容：

- ・ 日米コモンアジェンダの一部として取り上げられたことを契機に、豪州等の協力を得て1995 年に開始された、サンゴ礁保全のための国際的取組みの促進を目的とする枠組み。
- ・ 我が国は米国とともに中心的役割を担っており、特にアジア地域のサンゴ礁保全のための取組みを重点的に推進。2000 年5 月、東アジア海地域におけるサンゴ礁モニタリングネットワークの拠点として、沖縄県石垣市に「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」を開設。また、2001 年、太平洋地域におけるモニタリングネットワークの拠点としてJICA の無償資金協力により、パラオに「国際サンゴ礁センター」を建設。
- ・ 日本政府は、パラオ共和国政府とともに、2005年7月から2年間、ICRIの事務局を担当。